

まほろば健康パーク整備運営事業

管理運営事業者 選定基準

令和8年3月

(令和8年4月27日修正版)

奈良県

— 目 次 —

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
2.1. 事業者選定方式	1
2.2. 事業者選定方法	1
2.3. 事業者選定の体制	1
3. 選定の手順	2
3.1. 参加資格審査（第一次審査）	2
3.2. 提案内容審査（第二次審査）	2
3.1. 参加資格審査（第一次審査）	3
3.2. 提案内容審査（第二次審査）	3
3.2.1. 提案資料の確認	3
3.2.2. 見積価格の確認	3
3.2.3. 必須項目審査	3
3.2.4. 加点項目審査	3
3.2.5. 総合評価点	10
4. 優先交渉権者の決定	11
4.1. 優先交渉権者の決定	11
4.2. 結果及び評価の公表	11
4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置	11

1. 本書の位置づけ

まほろば健康パーク整備運営事業 管理運営事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、奈良県（以下「県」という。）が、まほろば健康パーク整備運営事業（以下「本事業」という。）において管理運営を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、プロポーザル参加者へ公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、プロポーザル参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

2.1. 事業者選定方式

本事業では、事業者による効率的・効果的な維持管理・運營業務の提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（見積価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となるプロポーザル参加者を選定するためにのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

2.3. 事業者選定の体制

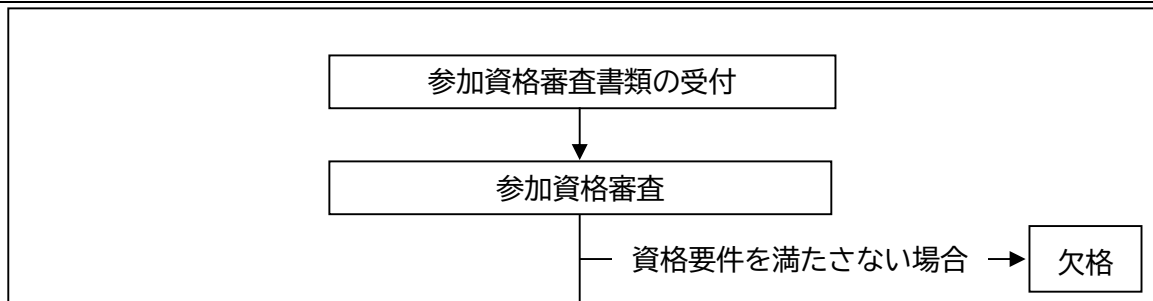
審査にあたっては、県が設置したまほろば健康パーク事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びにプロポーザル参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会における審査は非公開とする。

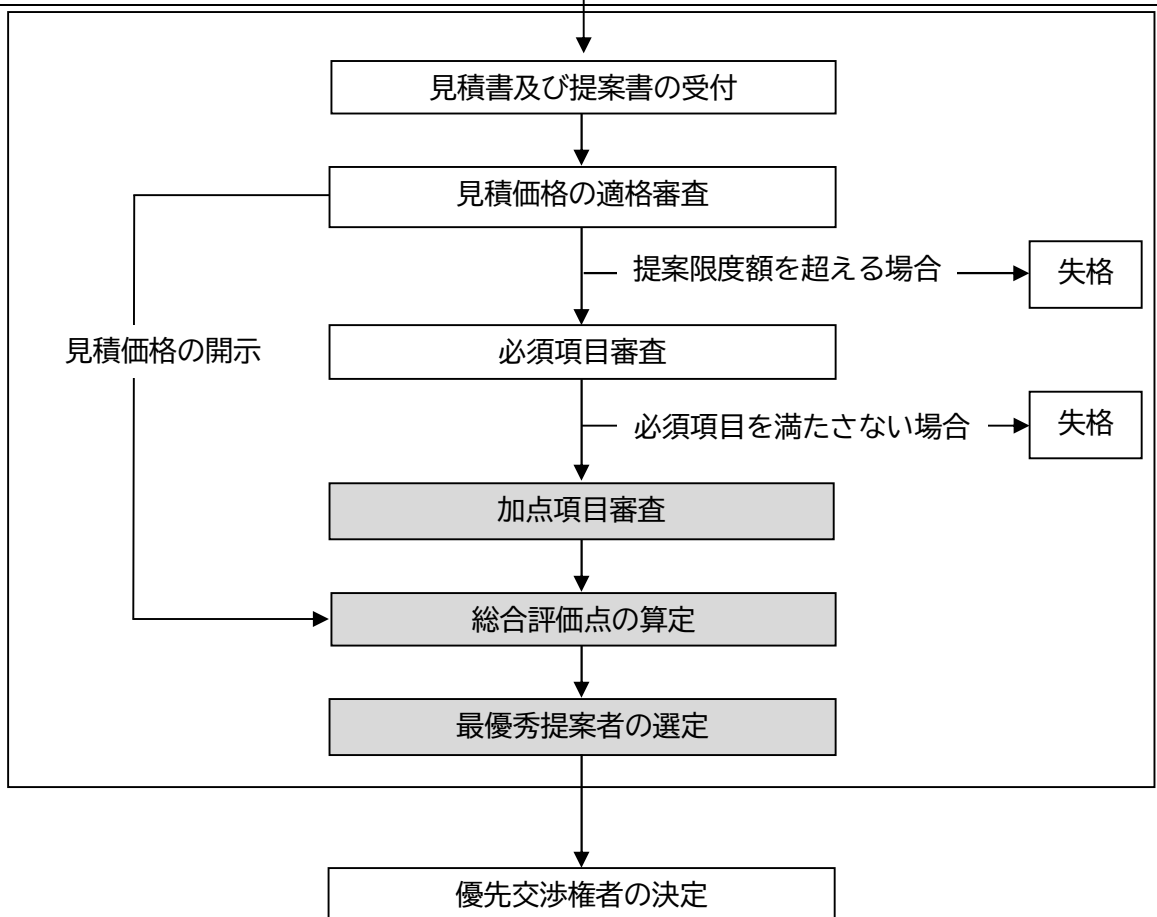
3. 選定の手順

選定の手順は、次のとおりとする。

3.1. 参加資格審査（第一次審査）



3.2. 提案内容審査（第二次審査）



■ : 選定委員会の所掌範囲

3.1. 参加資格審査（第一次審査）

参加資格の審査では、プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（参加資格がない）とする。

3.2. 提案内容審査（第二次審査）

3.2.1. 提案資料の確認

提出された提案書を確認し、様式集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。提案書に不備がある場合は、失格とする。

3.2.2. 見積価格の確認

見積書に記載された見積価格が提案限度額を超えていないことを確認する。見積価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

3.2.3. 必須項目審査

プロポーザル参加者の提出した提案書の内容が、県が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア 要求水準書の要求水準が未達でないこと。

イ 募集要項に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

3.2.4. 加点項目審査

提案書のうち、県が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

評価点は、全体で100点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 加点項目審査の評価基準

1) 事業計画に関する提案

評価項目	評価の視点	配点	満点	様式
1) 事業計画に関する提案 (25点)	①事業実施方針等 ・本事業の基本理念を実現するための事業実施方針および実施体制について、優れた提案がなされているか。 ・事業実施による成果指標の設定と達成に向けたロードマップについて、優れた提案がなされているか。 ・各業務の品質を継続的に確保・改善し、さらに高度化するためのモニタリング等の取組について、優れた提案がなされているか。	A : 10 B : 8 C : 6 D : 3 E : 0	10	様式 24-1
	②リスク管理 ・本事業に付随するリスク分析、未然防止策、発生時の対応策について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 24-2
	③収支計画の確実性・安定性 ・毎年度の収支計画の確実性と安定性について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 24-3 ①~④
	④地域への貢献 ・地域団体（県民・利用者が自ら主体的に本公園の管理運営に参加する団体）等の活用やモニタリングの方策について、優れた提案がなされているか。 ・積極的な県民の雇用、人材育成やモチベーションの維持・向上策について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 24-4
	(計)		25	

2) 運営に関する提案

評価項目	評価の視点	配点	満点	様式
2) 運営に関する提案 (40点)	①運営業務実施方針 ・運営業務の実施方針について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 25-1
	②公園全体のインクルーシブな空間の実現 ・既存施設を含む公園全体がインクルーシブな空間として、子どもが挑戦や探求を通じて自己効力感や達成感を育むための工夫等について、優れた提案がなされているか。	A : 10 B : 8 C : 6 D : 3 E : 0	10	様式 25-2
	③プレーリーダーの配置・育成計画 ・子どもが主体的な遊びを通じ、多様な他者との関係性（繋がり）を学ぶことを促進する、資格や業務経験を有するプレーリーダーの配置計画について、優れた提案がなされているか。 ・子どもがさまざまな物事に興味・関心を持てるよう、多様なプレーリーダーを育成するシステムについて、	A : 10 B : 8 C : 6 D : 3 E : 0	10	様式 25-3

評価項目	評価の視点	配点	満点	様式
	優れた提案がなされているか。			
	④すべての人（来園者等）の安全管理 ・ 平時、緊急時・非常時の双方において安全安心な環境を確保するための方策について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 25-4
	⑤ニーズ把握・活用、広報・宣伝企画 ・ 持続可能な公園運営を行うための、DX技術等を活用した来園者ニーズの把握・反映策および効果的な広報・宣伝企画（ターゲット、媒体等）の考え方について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 25-5
	⑥自主提案事業（独立採算で実施する事業） ・ 利用促進や来園者の拡大に繋がる自主提案事業について、優れた提案がなされているか。特に、立地条件や地域特性等を活かした提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 25-6 ①・②
	(計)		40	

3) 維持管理に関する提案

評価項目	評価の視点	配点	満点	様式
	①維持管理業務実施方針 ・ 維持管理業務の実施方針について、優れた提案がなされているか。	A : 5 B : 4 C : 3 D : 1.5 E : 0	5	様式 26-1
3) 維持管理に関する提案 (15点)	②公園全体の施設管理方針 ・ 安全に施設を利用するための、施設・設備の劣化状況等の確認、保守管理及び修繕に関する考え方について、優れた提案がなされているか。 ・ 品質の低下を防ぐだけでなく、品質を継続的に高度化させるような仕組み・取り組みについて、優れた提案がなされているのか。 ・ 快適に施設を利用するための、清掃・環境衛生管理及び警備に関する考え方について、優れた提案がなされているか。	A : 10 B : 8 C : 6 D : 3 E : 0	10	様式 26-2
	(計)		15	

4) 価格に関する提案

評価項目	評価の視点	満点	様式
4) 価格に関する提案 (8点)	①県の財政支出の削減 ・ 県の財政支出の削減度（下式による評価）。 評価点=8点×〔1-（プロポーザル参加者の見積価格/提案上限額）〕	8	様式 28
	(計)	8	

5) その他に関する提案

評価方法	○ 評価は、加点評価と減点評価の合計により行う。Ⅲに記載した補足事項を確認すること。
	○ 社会的な価値の加点評価は、Ⅰ-①【標準配点コース】又はⅠ-②【総合力評価コース】のいずれか1つを事業者が選択して行う。コース間の取組項目に違いがある場合であっても、コース間の重複加点は行わない。

I 加点評価 (Ⅰ-①又はⅠ-②のいずれか1つのコースにより評価)

Ⅰ-①【標準配点コース】

評価項目		評価内容		評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類		
適正な労働条件の確保・労働条件の改善 その他の労働環境の整備	1	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり<募集開始日の前日までに登録のある場合>	2点	2点	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)		
				登録なし	0点				
	2	女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2-②及び2-③に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり<募集開始日の前日までに登録のある場合>	1点	2点	なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書の写し(3年毎更新)		
				登録なし	0点				
				② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複しての加算はありません)	認定あり<募集開始日の前日までに認定のある場合>			2点	認定通知書の写し
					認定なし			0点	
③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	策定あり<募集開始日の前日までに策定のある場合>	1点	一般事業主行動計画策定届の写し(労働局に届出を行ったもの)						
	策定なし	0点							
雇用機会の拡充	3	障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	① 雇用人数 法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	雇用率が3.8点以上<障害者雇用状況報告書⑬欄が3.8点以上の場合>	2点	2点	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)		
				不足人数なし<障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合>	1点				
				不足人数あり<障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合(0.5人も含む)>	0点				
			② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3)	障害者の雇用あり	2点		様式31		
				障害者の雇用なし	0点				
				1回あたりの実施日数が3日以上の職場実習受入実績あり<募集開始日の前日以前1年の間における受入実績の有無>	1点			障害者の職場実習日、支援機関等(※3に掲げる特別支援学校等)が確認できる書類(様式32又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報(作成者を明らかにしたもの)等の写し)	
	実績なし	0点							
	③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	年額10万円以上の発注実績あり<募集開始日の前日以前1年の間における発注実績の有無(契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。)>	1点	様式33及び添付書類(契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)					
		実績なし	0点						
	4	保護観察対象者等の雇用の状況	① 協力雇用主登録の有無(4-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり<募集開始日の前日までに登録のある場合>	0.2点	2点	様式34		
				登録なし	0点				
			② 更生保護法48条に規定する保護観察中の者、又は同法85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり<募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無>	2点				
雇用なし				0点					

評価項目		評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類	
その他社会的な価値の実現	5	環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	登録又は認証あり<募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合>	2点	2点	登録証又は認証書の写し (2年又は3年毎更新)
				登録又は認証なし	0点		
	6	人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録において、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策に係るものである場合、重複しての加算はありません)	実施あり<募集開始日の前日以前1年間の間における実施の有無>	2点	2点	様式35及び添付書類 (様式35に記載する添付書類)
				実施なし	0点		
I-①【標準配点コース】小計 (※総合力評価コースとの重複不可)					12点		

I-②【総合力評価コース】

評価項目		評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
7	奈良県SDGs企業認証の有無	<p>スタンダード認証又はアドバンス認証の有無 ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」について、下記に定める事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。</p> <p>指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上) -1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 <募集開始日の前日までに登録のある場合> -2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定 <募集開始日の前日までに認定のある場合> -3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定(※2)<募集開始日の前日までに策定のある場合></p> <p>指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上) -1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上 [その他事業者]障害者の雇用あり -2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用 <募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無></p>	スタンダード認証又はアドバンス認証の取得あり <入札公告日又は募集開始日の前日までに認証のある場合> かつ 指定条件①及び指定条件②の取組あり	12点	12点	奈良県SDGs企業認証書の写し (3年毎更新) 及び 指定条件①及び指定条件②の取組 が確認できる書類(※6)
			上記以外の場合	0点		
I-②【総合力評価コース】小計 (※標準配点コースとの重複不可)					12点	

II 減点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2点×回数(上限▲12点)	違反あり <募集開始日の前日以前3年間の間における違反の回数>	▲2点 ~▲12点	0点	会計局総務課に確認
		違反なし	0点		
II 減点小計			0点~▲12点		

Ⅲ 補足

(※1)

- 申請時の取組内容については、人材・雇用政策課に確認（申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない）

(※2)

- 計画期間が満了していない行動計画に限る。
- 一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用労働者数が100人以下の事業主）を対象とする。

(※3)

- 以下の場合を対象とする。
 - ① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
 - ② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

(※4)

- ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害者福祉サービス事業（生活介護、就労意向支援又は就労継続支援を行う事業者に限る。）を行う施設
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
 - オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - キ 在宅就業障害者
 - ク 在宅就業支援団体
- ② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(※5)

- 当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。
 - ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料（冊子・DVD等）を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
 - ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
 - ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人）とする。

* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

<人権問題テーマの例示> ※「奈良県人権施策に関する基本計画」より

- ・部落差別の解消
- ・女性の人権
- ・子どもの人権
- ・高齢者の人権
- ・障害のある人の人権
- ・生活困窮にある人の人権
- ・ひきこもり状態にある人の人権
- ・性的マイノリティの人権
- ・ハンセン病患者等の人権
- ・刑を終えて出所した人の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・アイヌの人々の人権
- ・外国人の人権
- ・北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
- ・インターネットによる人権侵害
- ・ハラスメントに関する人権
- ・災害時における人権 等

(※6)

指定条件①及び指定条件②を確認できる書類とは、次のとおり。

指定条件①「労働環境の整備」の取組（次のうち1つ以上）

- 1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
：奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し（3年毎更新）
- 2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定
：認定通知書の写し
- 3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定（※2）
：一般事業主行動計画策定届の写し（労働局に届出を行ったもの）

指定条件②「雇用機会の拡充」の取組（次のうち1つ以上）

- 1 障害者雇用率〔法定事業者〕法定雇用率以上
：障害者雇用状況報告書直近報告分の写し
（毎年6月1日現在の状況を労働局に報告）
障害者雇用率〔その他事業者〕障害者の雇用あり
：様式31
- 2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用
：様式34

(2) 採点の基準

1) ~3) については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により評価点を付与する。

採点基準		採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている提案内容	当該項目の配点×100%
B	AとCの中間の提案内容	当該項目の配点×80%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている提案内容	当該項目の配点×60%
D	CとEの中間の提案内容	当該項目の配点×30%
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	当該項目の配点×0%

3.2.5. 総合評価点

選定委員会は、算定した評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

4. 優先交渉権者の決定

4.1. 優先交渉権者の決定

県は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、1)～3)の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、1)～3)の評価点の合計点も同点の場合は、1)～3)のうち配点が10点以上の審査項目における評価点の合計が高い者を優先交渉権者とする。

4.2. 結果及び評価の公表

県は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各プロポーザル参加者の代表企業に書面にて通知後、県のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、事業者選定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各プロポーザル参加者が獲得した得点も公表する予定である。

4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

プロポーザル参加者の募集、提案書の受付期限において、最終的にプロポーザル参加者がいない場合には、最優秀提案者を決定せず、その旨を県のホームページ等で速やかに公表する。

なお、プロポーザル参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（総合評価点が100点中60点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。